

5 交通事故による金銭的損失の算定について

5.1 算定手法について

5.1.1 算定手法について

以下に示す各項目について、平成 23 年度調査における手法に基づき、死亡、後遺症、負傷別の「原単位」、及び「被害者数」の算定方法を設定する。

なお、死傷のカテゴリーは、過去の調査経緯、及び過去調査結果との比較分析の容易さを踏まえ、今回も死亡、後遺症、負傷の別とする。

データは最新のもの（但し入手可能なもの）に時点更新を行う。主な利用データは、下表の「主な利用データ」列に示す。

人的損失のうち、概念的に含まれる慰謝料部分については、後述の“非金銭的損失”において足し合わされることから、これを差し引く処理を行う。（どの程度差し引くかの検討については、「5.1.2(4) 慰謝料相当分の除外」にて記述する。）

表 5.1-1 利用データ

項目		主な利用データ
人的損失	治療関係	[原単位]「自動車保険データにみる交通事故の経済的損失の状況」（日本損害保険協会）、「交通事故統計年報 平成 25 年版」（公益財団法人 交通事故総合分析センター）、日本損害保険協会公表データ [死者数]「交通事故の発生状況の推移」（警察庁）、平成 26 年人口動態調査（厚生労働省）、「厚生統計年齢別死者数（平成 21 年中）」（警察庁ご提供） [負傷者数]「自動車保険の概況平成 26 年度版」（損害保険料率算出機構）、「自動車損害賠償保障年報」（国土交通省）
	休業損失	
	慰謝料	
	逸失利益	
物的損失		[原単位]「自動車保険データ（支払保険金関連）2012 年度」（日本損害保険協会） [件数]「交通事故統計年報 平成 25 年版」（公益財団法人 交通事故総合分析センター）
事業主体損失		[原単位]「財政金融統計月報第 750 号法人企業統計年報特集（平成 25 年度）」（財務省） [損失日数]「自動車保険の概況平成 26 年度版」（損害保険料率算出機構）、「労働能力喪失率表」（国土交通省） [死傷者数] 公益財団法人 交通事故総合分析センター 提供データ
各種公的機関等の損失	救急搬送費	[原単位]「平成 25 年度 地方交付税制度解説（単位費用篇）」（財団法人地方財務協会）、人口推計（総務省統計局）平成 25 年 10 月報 [出動件数]「平成 26 年版 消防白書」（消防庁）
	警察の事故処理費用	[原単位]「平成 25 年度 地方交付税制度解説（単位費用篇）」（財団法人地方財務協会） [処理時間]前回調査値を援用
	裁判費用	[原単位] 平成 25 年度裁判所決算 [裁判件数]「司法統計年報 民事・行政事件編 平成 25 年度」「司法統計年報 刑事事件編 平成 25 年度」、「司法統計年報 少年事件編 平成 25 年度」、「検察統計 2013 年」（法務省）
	訴訟追行費用	前回調査値を援用
	検察費用	[原単位]「平成 25 年度決算参照書・平成 25 年度歳入決算明細書（第 187 回国会提出資料）」（財務省） [新規受理件数]「検察統計 2013 年」（法務省）
	矯正費用	「平成 25 年度決算参照書・平成 25 年度歳入決算明細書（第 187 回国会提出資料）」（財務省）
	保険運営費	「平成 26 年版インシュアランス損害保険統計号 25 年度決算（付・過去 2 年主要統計）」（株式会社保険研究所）、「自動車保険の概況平成 26 年度版」（損害保険料率算出機構）、「国土交通省所管特別会計に関する情報開示」（国土交通省）

項目	主な利用データ
被害者救済費用	[自動車事故対策機構]決算資料 [自治体交通事故相談所]内閣府資料 [日本損害保険協会自動車保険請求相談センター]決算資料 [日弁連交通事故相談センター]「決算報告書」(日弁連交通事故相談センター) [交通事故紛争処理センター]「正味財産増減計算書」(交通事故紛争処理センター) [交通遺児育成基金]「平成 26 年度決算」(交通遺児育成基金) [交通遺児育英会]「キャッシュ・フロー計算書」(交通遺児育英会) [自賠責保険・共済紛争処理機構]「正味財産増減計算書」(自賠責保険・共済紛争処理機構) [重度後遺障害者短期入院協力費]「第 134 回自賠責保険審議会 資料 2 平成 27 年度自動車安全特別会計の運用益の使途について」(金融庁)
社会福祉費用	[身体障害者のうち交通事故が原因となった割合]「平成 23 年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」(厚生労働省) [社会福祉費用総額]「平成 25 年度決算参照書・平成 25 年度歳入決算明細書(第 187 回国会提出資料)」(財務省)
救急医療体制費用	「平成 21 年版交通安全白書」(内閣府)、平成 25 年度決算参照書・平成 25 年度歳入決算明細書(第 187 回国会提出資料)(財務省)平成 21 年度厚生労働省所管歳出決算報告書
渋滞損失費用	[原単位]「第 4 回道路事業評価手法検討委員会 参考資料 2 交通事故減少便益の原単位の算出方法(平成 20 年 11 月)」(国土交通省) [事故件数]「交通事故統計年報 平成 25 年版」(公益財団法人 交通事故総合分析センター) [その他]「毎月勤労統計調査 平成 26 年度分結果確報」(厚生労働省)、「消費者物価指数年報」(総務省)(平成 16 年～25 年)
事故車両の移動費(レッカー車の出動費)	「平成 25 年度のロードサービス救援依頼内容」(一般社団法人 日本自動車連盟)、「平成 25 年度収支決算報告」(一般社団法人 日本自動車連盟)、「平成 22 年度収支決算報告」収支計算書(一般社団法人 日本自動車連盟)

5.1.2 人的損失の算定

「5.1.1 算定手法について」の検討で確定した算定方法、及び時点更新を行った利用データに基づき、以下の手順により人的損失額を算定する。

死傷分類別（死亡、後遺症、負傷）に、[被害者数（死傷者数）] × [被害者1名あたり損失額] により算定する。

以上のうち、概念的に含まれる慰謝料部分については、後述の“非金銭的損失”において足しあわさることから、これを差し引く処理を行う。[「5.1.2(4) 慰謝料相当分の除外」にて記述]

(1)死傷者数の算定

(a)死者数の算定

「交通事故の発生状況の推移」（警察庁）、「人口動態調査」（厚生労働省）、「厚生統計年齢別死者数」（警察庁）から死者数を設定する。

(b)後遺障害者数、傷害者数の算定

「自動車保険の概況」（損害保険料率算出機構）、「自動車損害賠償保障年報」（国土交通省）等を用い、自賠責保険、自賠責共済等の支払い件数実績から推計を行う。

なお、「自動車損害賠償保障年報」（国土交通省）は廃刊のため、当該資料から得られるデータは時点更新を行わず過年度調査の値を援用する。

(2)被害者1名あたり損失額の算定

基本的には「自動車保険データにみる交通事故の経済的損失の状況」（日本損害保険協会）に基づくが、保険金支払いデータを元としているため非賠償事案が含まれない。そこで、前回調査と同様の補正を行ったうえで死亡、後遺症、傷害別の被害者1名あたり人的損失額を得た。

(3)人的損失額の算定

「(1)死傷者数の算定」における「死傷者数（被害者数）」と「(2)被害者1名あたり損失額の算定」における「被害者1名あたり損失額」を掛け合わせることで、死亡、後遺症、傷害別の人的損失額を算定する。

(4)慰謝料相当分の除外

上記により算出される人的損失額は、損害保険支払い額データを元としているため、包括的に慰謝料相当分を含んでいる。一方で、本調査においては後述するように、非金銭的項目として、交通事故による精神的被害を推計し、足し合わせる。

したがって、上記により算出される人的損失額と、本調査において推計する非金銭的項目を足し合わせると、慰謝料相当分と非金銭的項目とで重複計上が発生すると考えられる。

このため、上記により算出される人的損失額から、慰謝料相当分を差し引く必要があるが、過年度調査報告書において用いられている慰謝料相当分データについては、出所が明らかではない。このような状況から、以下の検討方法を提案する。

死亡のケース：過年度調査の結果で算出された、死亡時の1名あたり人的損失額の内訳における慰謝料額の比率を援用し、死亡分の慰謝料総額を推計する。

後遺障害のケース：死亡1名あたり慰謝料額と後遺障害1名あたり慰謝料額の比率、及び死亡者数と後遺障害者数の比率を適宜設定し、その比率を上で推計した死亡分の慰謝料総額に乗じることで、後遺障害分の慰謝料総額を推計する。

5.1.3 物的損失の算定

「5.1.1 算定手法について」の検討で確定した算定方法、及び時点更新を行った利用データに基づき、以下の手順により物的損失額を算定する。

人身事故については、事故類型別（人対車両、車両相互、車両単独など）に、[損害物1件あたり物的損失額] × [人身事故1件あたり損害物数] の考え方を基本に算定する。

物損のみ事故については、全体の物的損失額から、以下において得られる「人身事故による物的損失額」を差し引くことにより算定する。

(1)人身事故について

(a)損害物1件あたり物的損失額の算定

「自動車保険データ（支払保険金関連）」（日本損害保険協会）に基づき、事故類型別に算定する。

(b)人身事故1件あたり損害物数の算定

過年度調査における日本損害保険協会ヒアリング等に基づき、人身事故1件あたり損害物数を算定する。

(c)人身事故における物的損失額の算定

「(a) 損害物1件あたり物的損失額の算定」における「損害物1件あたり物的損失額」と「(b)人身事故1件あたり損害物数の算定」における「人身事故1件あたり損害物数」を掛け合わせることで、利用データに基づいた人身事故における物的損失額を事故類型別に算定する。

(d)死傷者1名あたり物的損失額の算定、及び全体の物的損失額の算定

本調査での集計範囲への補正を行うために、「(c)人身事故における物的損失額の算定」における「人身事故における物的損失額」÷交通統計の死傷者数×人的損失額で利用した死傷者数、という処理を行い、補正する。

(2)物損のみ事故について

全体の物的損失額を推計し、「(c)人身事故における物的損失額の算定」において得た「人身事故による物的損失額」を差し引くことにより、物損のみ事故における物的損失額を算定する。

5.1.4 事業主体の損失の算定

「5.1.1 算定手法について」の検討で確定した算定方法、及び時点更新を行った利用データに基づき、以下の手順により事業主体の損失額を算定する。

基本的には、業種別に、[死傷者数] × [損失日数] × [1人・日当たり損失額] の考え方を基本に算定する。

表 5.1-2 事業主体の損失の算定方法

項目	算定方法
1)業種別死傷者数の算定	公益財団法人 交通事故総合分析センター 提供データより業種別の死傷者数を整理する。これは死亡、負傷別となっているため、負傷については後遺症、傷害に按分する。
2)業種別損失日数の算定	「自動車保険の概況」(損害保険料率算出機構)および「労働能力喪失率表」(国土交通省)に基づいて、業種別損失日数を設定する。
3)「単位時間・就業者1名当たり付加価値額－人件費」の算定	「財政金融統計月報 法人企業統計年報特集」(財務省)より、業種別の付加価値額、人件費、就業者数を抽出し、「単位時間当たりの就業者1名当たり付加価値額－人件費」を業種別に算定する。
4)事業主体の損失	2)「損失日数」×3)「付加価値額－人件費」の処理を行うことにより、業種別の事業主体の損失額を算定する。
5)被害者1名当たり事業主体の損失	4)「事業主体の損失」÷1)「死傷者数」により、被害者1名あたり事業主体の損失額を算出する。

5.1.5 各種公的機関等の損失の算定

「5.1.1 算定手法について」の検討で確定した算定方法、及び時点更新を行った利用データに基づき、以下の手順により各種公的機関等の損失額を算定する。

下記 1)～12)について、死亡、後遺症、傷害、物損の分類にしたがって整理する。

表 5.1-3 各種公的機関等の損失の算定方法

項目	算定方法
1)救急搬送費	<ul style="list-style-type: none"> ・「出動件数」に「出動費用」を乗じることによって算出する。 ・当該費用の死傷 3 分類への按分は、根拠となるデータが無いため、3 分類で同等の費用が発生するとする。
2)警察の事故処理費用	<ul style="list-style-type: none"> ・警察官 1 名当たりの費用（人件費）に、年間の事故処理延べ時間を乗じることによって算出する。 ・当該費用の死傷 3 分類への按分について、事故処理延べ時間が被害程度別となっているものの、これらは死亡、後遺障害、傷害に対応していないため、3 分類で同等の費用が発生するとする。
3)裁判費用	<ul style="list-style-type: none"> ・致死、致傷別の交通関係の裁判件数と、裁判所の歳出額を用いて、死亡、後遺・傷害別の裁判費用を推計する。 ・当該費用の死傷分類への按分は、致死、致傷別の裁判件数データ（過年度調査と同様に、前回調査のデータである最高裁資料を援用）を元に、致死を死亡、致傷を後遺障害・傷害と対応させて 2 分類にて按分する。
4)訴訟追行費用	<ul style="list-style-type: none"> ・民事、刑事別の訴訟追行費用（総額）と、致死、致傷別の交通関係の裁判件数を用いて、死亡、後遺・傷害別の訴訟追行費用を推計する。 ・当該費用の死傷分類への按分は、3)と同様の方法で実施する。
5) 検察費用	<ul style="list-style-type: none"> ・致死、致傷別の検察の新規受理件数、検察の歳出額を用いて、死亡、後遺・傷害別の検察費用を推計する。 ・当該費用の死傷分類への按分は、致死、致傷別の新規受理件数データを元に、致死を死亡、致傷を後遺障害・傷害と対応させて 2 分類にて按分する。
6) 矯正費用	<ul style="list-style-type: none"> ・矯正関連の歳出額をもとに交通関連・矯正関連の矯正費用を推計する。 ・当該費用の死傷 3 分類への按分について、矯正費用は被害者死亡のケースが大部分と考えられるので、全費用を死亡に係る費用とする。
7) 保険運営費	<ul style="list-style-type: none"> ・損害保険の損害調査費、共済事業費の運営費、政府保障事業保障業務委託費を足し合わせることで算出する。 ・当該費用の死傷 3 分類への按分は、根拠となるデータが無いため、3 分類で同等の費用が発生するとする。

項目	算定方法
8) 被害者救済費用	<ul style="list-style-type: none"> ・以下を足し合わせるにより算出する。 ✓ 自動車事故対策機構について、決算資料の貸付事務取扱業務費、療護業務費、援護業務費の合計。 ✓ 自治体交通事故相談所について、業務費用の合計。 ✓ 日本損害保険協会自動車保険請求相談センターについて、決算資料の支出の合計。 ✓ 日弁連交通事故相談センターについて、決算資料の経常費用の合計。 ✓ 交通事故紛争処理センターについて、決算資料の事業費の合計。 ✓ 交通遺児育成基金について、決算資料の育成給付金。 ✓ 交通遺児育英会について、決算資料の事業活動支出の合計。 ✓ 自賠責保険・共済紛争処理機構について、決算資料の事業費。 ✓ 重度後遺障害者短期入院協力費について、在宅の重度後遺障害者の短期入院を受け入れる病院や短期入所を受け入れる障害者施設に対する受入れ体制の整備及び強化に要する経費の一部の補助の決算額。 ・当該費用の死傷3分類への按分は、交通遺児育成基金、交通遺児育英会は被害者死亡のケース、自動車事故対策機構及び重度後遺障害者短期入院協力費は後遺障害のケース、他は全てのケースに均等に割り振ることとする。
9) 社会福祉費用	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の自立支援等に必要な経費に、厚生労働省データによって把握される身体障害者のうち交通事故が原因である割合を乗じることによって算定する。 ・当該費用の死傷3分類への按分について、当該費用は後遺障害のケースが大部分と考えられるので、全費用を後遺障害に係る費用とする。
10) 救急医療体制整備費	<ul style="list-style-type: none"> ・救急医療体制の整備等に関する費用に、救急出動件数中の交通事故出動件数の割合を乗じることによって算定する。 ・救急医療体制の整備等に関する費用は、医療提供体制推進事業費補助金の予算額を過年度および最新の予算書に基づいて推定した値を用いる。 ・当該費用の死傷3分類への按分は、根拠となるデータが無いため、3分類で同等の費用が発生するとする。
11) 渋滞の損失	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省の渋滞損失算出法にしたがって算出する。 ・当該費用の死傷3分類への按分は、根拠となるデータが無いため、3分類で同等の費用が発生するとする。
12) 事故車両の移動費（レッカー車の出動費）	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のとおり算定した。 ①ロードサービス業務費：過年度及び最新の一般社団法人 日本自動車連盟（JAF）資料より推定 ②ロードサービス出動件数：JAF資料 ③ロードサービスうち事故処理件数：JAF資料 ④JAF レッカー車出動費：①÷②×③ ⑤JAF 処理率：30%と設定 ⑥レッカー車の出動費：④÷⑤

5.1.6 データの更新状況

過年度の用いたデータと対比できるように、本調査において利用したデータを下表に示す。

表 5.1-4 データの更新状況

算定項目	H24報告書 表名	項目名	資料	資料	H16データ	H21データ	H25データ	備考
死傷者数	交通統計及び厚生統計の交通事故死者数(平成21年)	交通統計 死亡(人)	「交通事故の発生状況の推移」(警察庁)	●	7,358	4,914	4,388	—
		交通統計30日死者数(人)	「交通事故の発生状況の推移」(警察庁)		8,492	5,772	5,165	—
		厚生統計死者数(人)	「平成27年版犯罪被害者白書」18. 交通事故発生状況の推移(平成22～平成26年)		10,318	7,086	5,914	—
	厚生統計の年齢区分別交通事故死者数(平成21年)	年齢区分別交通事故死者数(件)	警察庁殿データ、平成26年人口動態調査(厚生労働省)	—	合計10,309	合計7,078	合計5,907	H25年度の総計をH21年度の年齢階級別データで案分して算出している。
	無責・対象外の被害者数(平成21年度)	無責・死亡(件)	—	—	—	211	426	—
		無責・傷害(含む後遺障害) 対象外・死亡	「自動車保険の概況平成26年度版」(損害保険料率算出機構)第27図 無責・対象外事故件数の推移	●	—	2,930	6,161	—
		対象外・傷害(含む後遺障害)(件)	—	—	—	28	62	—
	自賠責保険、自賠責共済等の支払件数	自賠責保険 死亡(件)	「自動車保険の概況平成26年度版」(損害保険料率算出機構)第4図 交通事故死傷者数と保険金支払い件数の推移、第24図 後遺障害支払件数の推移	●	7,277	5,128	4,125	—
		自賠責保険 後遺障害(件)	—	●	58,653	62,452	59,422	—
		自賠責保険 傷害(件)	—	●	1,122,911	1,054,921	1,125,912	—
		自賠責共済 死亡(件)	—	●	569	407	384	—
		自賠責共済 後遺障害(件)	「自動車保険の概況平成26年度版」(損害保険料率算出機構)第27表 自賠責共済収支の推移、後遺障害・障害の割合は自賠責保険の値で按分	●	3,104	3,555	3,570	後遺症、傷害別無しのため、後遺障害・障害の割合は自賠責保険の値で按分。
		自賠責共済 傷害(件)	—	●	59,416	60,044	67,648	
		保障事業(ひき逃げ、無保険) 死亡(件)	—	—	122	67	67	平成23年度調査の値を援用(「自動車損害賠償保障年報」(国土交通省)が廃刊のため)
保障事業(ひき逃げ、無保険) 後遺障害(件)		国土交通省提供データ(『自動車損害賠償保障年報』)	—	219	2,163	2,163		
保障事業(ひき逃げ、無保険) 傷害(件)	—	—	4,413	—	—			
人的損失額	1名当たり人的損失額(損害保険データ)	死亡(千円)	—	●	28,872	27,596	27,548	「自動車保険データにみる交通事故の経済的損失の状況」(日本損害保険協会)の最新データは平成24年度であったため、これを用いた。
		後遺障害(千円)	「自動車保険データにみる交通事故の経済的損失の状況」(日本損害保険協会,2014)	●	8,048	7,856	7,336	
		傷害(千円)	—	●	555	555	565	
年齢区分別死傷者数・1名当たり人的損失額・人的損失額(平成21年)	年齢区分別死傷者数(人)	自動車保険データ(支払保険金関連)2012年度(日本損害保険協会) 1.加害者・被害者・被害状況別のデータ 第1部 人身事故(1)加害者の特徴(EXCELファイル) 3.被害者性・年齢別の人身損失額および平均人身損失額(死亡・後遺障害・傷害別) <2012年度>	●	死者数10,309、後遺障害62,931	略	略	—	
	年齢区分別死傷者数・1名当たり人的損失額(千円)	—	●	死亡全体29,764千円、後遺障害全体8,072千円	略	略	—	
物的損失額	事故類型別・損害物1件当たり物的損失額(平成21年度)	損害保険データにみる事故類型別・損害物1件当たり物的損失額(千円)	自動車保険データ(支払保険金関連)2012年度(日本損害保険協会) 1.加害者・被害者・被害状況別のデータ 第2部 物損事故	●	損害物1件当たり物的損失額242千円	損害物1件当たり物的損失額248千円	損害物1件当たり物的損失額261千円	—
	事故類型別人身事故件数	事故類型別人身事故件数(件)	交通事故統計年報 平成25年版(公益財団法人 交通事故総合分析センター)	●	合計952,191	合計737,474	合計629,021	平成16年度「後退時衝突」が平成21年度は「その他」に分類。平成16年度「横転・転落」が平成21年度は「路外離脱」と「転倒」「その他」に分類。平成16年度「踏切」が平成21年度では「列車」に分類。平成25年度データは平成21年度データと同様に分類。
事業主体の損失	業種別の死傷者数(警察庁提供データ)(平成21年)	業種別の死傷者数(人)	公益財団法人 交通事故総合分析センター 提供データ	●	死亡3,678、負傷725,037	死亡2,006、負傷539,132	死亡1,829、負傷477,848	—
	就業不能期間(業種別損失年数(平成21年)の前提)	労働能力喪失率平均(%)	「自動車保険の概況平成26年度版」(損害保険料率算出機構) 第1部 平成25年度の事業概況 第25図 後遺障害等級別件数構成比 および「労働能力喪失率表」(国土交通省)	●	17.35%	16.18%	15.25%	最新の労働能力喪失率を掛け合わせ、加重平均を算出。
	診療実日数(日)	診療実日数(日)	「自動車保険の概況平成26年度版」(損害保険料率算出機構) 第1部 平成25年度の事業概況 第17図 診療機関および診療実日数の推移	●	16.1日	15.4日	20.0日	—
就業者1名当たり生産関連指標(平成21年度)	就業者1名当たり生産関連指標	「財政金融統計月報第750号法人企業統計年報特集(平成25年度)」(財務省)、「2.業種別、規模別資産・負債・純資産及び損益表」	●	全業種平均2,646千円	全業種平均2,337千円	全業種平均2,329千円	金融・保険業については、前回調査より分類に含まれなくなったことから、前回調査と同様に、前回調査データに財政金融統計月報法人企業統計年報特集の全業種平均の伸び率を乗じた推計値とした。	

算定項目	H24報告書 表名	項目名	資料	資料	H16データ	H21データ	H25データ	備考
各種公的機関等の損失	交通事故による救助隊出動件数及び全出動件数に占める割合	交通事故による出動件数(件)	「平成26年版 消防白書」(消防庁)第2-5-2表「救急自動車による事故種別出動件数及び搬送人員」	●	667,928	546,937	536,354	—
		全出動件数中の交通事故出動件数の割合(%)		●	13.30	10.67	9.08	—
	救急出動費用(平成21年)	救急業務単位費用(百万円)	平成25年度 地方交付税制度解説(単位費用篇)(財団法人地方財務協会)	●	237百万円	258百万円	248百万円	—
		人口(万人)	人口推計(総務省統計局)平成25年10月報	●	12,769万人	12,751万人	12,730万人	H25データとしては各年各月データであり、国勢調査を基礎とする人口推計値である「人口推計」(総務省統計局)を用いた。 H18報告書においては、H16データとして平成15年データ(国勢調査をもとにしたH15/10/1時点の推計値)が用いられている。なお左記データの平成20年データは12,769万人。(平成15年と同じ水準に戻る。)
	警察官1名当たり費用(人件費分)(平成21年度)	警察官1名当たり一般財源所要額(千円)	平成25年度 地方交付税制度解説(単位費用篇)(財団法人地方財務協会)	●	9,650千円	8,749千円	7,961千円	—
	警察の事故処理時間(平成21年)	警察の事故処理件数(人身事故/物損事故別)	警察庁データ	—	人損+物損 4,357,508	人損+物損 3,903,580	人損+物損 3,719,400	前回調査データを、事故件数の趨勢を用いて延長している。 (前回調査にて、前々回調査で用いたデータは取得していない旨をヒアリングにて確認しており、前回調査と同様に計算している。)
		1件当たりのべ処理時間(人身事故/物損事故別)	警察庁データ	—	人損+物損5.2	人損+物損4.7	人損+物損4.37	各事故種別ごとの1件当たりのべ処理時間(時間)は前回調査データを採用し、人身+物損のべ処理時間(時間)の総和を、人身+物損の件数の総和で除して算出。 (前回調査にて、前々回調査で用いたデータは取得していない旨をヒアリングにて確認しており、前回調査と同様に計算している。)
	裁判件数	裁判件数(総件数・民事)(件)	「司法統計年報 民事・行政事件編 平成25年度」の「第1-2表 事件の種類と新受件数の推移-最高、全高等・地方・簡易裁判所」より、地方裁判所の数値	●	135,792	235,508	147,390	—
		裁判件数(総件数・刑事)(件)	「司法統計年報 刑事事件編 平成25年度」第9表 刑事訴訟事件の種類及び終局区分別既済人員-地方裁判所	●	81,251	65,874	52,225	—
		裁判件数(総件数・少年)(件)	“総件数・少年”は「司法統計年報 少年事件編 平成25年度」第1表 少年事件の種類別既済、既済、未済人員-全家庭裁判所	●	258,040	172,050	121,284	—
		裁判件数(交通裁判件数・民事)(件)	「司法統計年報 民事・行政事件編 平成25年度」第9表 小額訴訟既済事件数	●	4,782	2,519	1,279	—
		裁判件数(交通裁判件数・刑事・交通業過)(件)	「検察統計2013年」(法務省)9 最高検、高検及び地検管内別自動車による過失致死傷被疑事件の受理、既済及び未済の人員のうち、公判請求の値	●	7,475	6,753	5,267	—
		裁判件数(交通裁判件数・刑事・危険運転致死傷)(件)	「検察統計2013年」(法務省)8 罪名別被疑事件の既済及び未済の人員	●	316	256	204	—
		裁判件数(交通裁判件数・少年)(件)	「司法統計年報 少年事件編 平成25年度」第5表 少年保護事件の非行別既済人員 家庭裁判所別	●	40,321	26,800	22,160	—
	裁判所の歳出額	全歳出額(百万円)	平成25年度裁判所決算	●	308,745	311,519	306,435	18年度報告書では予算額を利用しているようであるが、前回調査および今回調査では決算額を利用した。
		交通関係費用(百万円)	—	●	34,375	23,904	27,607	全歳出額に「裁判件数」における「総件数」と「交通関係裁判件数」の比(交通関係裁判件数/総件数)を乗じた値を使用している。
	致死、致傷別の裁判件数の割合(平成16年度の値)	交通関係裁判の致死、致傷別の裁判件数(民事・刑事区分なし)(件)	最高裁資料	—	致死:致傷等 =11.5:88.5	致死:致傷等 =11.5:88.5	致死:致傷等 =11.5:88.5	前回調査にて最高裁判所広報課へのヒアリングで資料の所在が無い(18年度当時における最高裁判所としてのデータ提供等の対応の詳細は不明とのこと)旨を確認済み。前回調査と同様に前々回調査のデータを用いた。
	民事訴訟の場合の訴訟追行費用	民事訴訟の場合の訴訟追行費用	日弁連資料	—	2,904,600円	2,904,600円	2,904,600円	前回調査と同様に、前々回調査データをそのまま用いる。
	刑事訴訟の場合の訴訟追行費用	刑事訴訟の場合の訴訟追行費用	日弁連資料	—	2,401百万円	2,154百万円	1,682百万円	前回調査と同様に、前々回調査データの単価に件数を乗じた。
	検察の新規受理件数	検察の新規受理件数	「検察統計2013年」(法務省)より、以下の各表を用いた。 13-00-08 罪名別 被疑事件の既済及び未済の人員 13-00-09 最高検、高検及び地検管内別 自動車による過失致死傷被疑事件の受理、既済及び未済の人員 13-00-02 被疑事件の受理、既済及び未済人員の累年比較 13-00-06 検察庁別 被疑事件の受理、既済及び未済の人員 13-00-10 検察庁別 道路交通法等違反被疑事件の受理、既済及び未済の人員	●	交通業過+危険運転致死傷の割合41.5%	交通業過+危険運転致死傷の割合43.6%	交通業過+危険運転致死傷の割合46.1%	前回調査と同様の参照箇所を再現した。
検察の歳出額	全歳出額(百万円)	平成25年度決算参照書・平成25年度歳入決算明細書(第187回国会提出資料)(法務省)のうち“法務省所管 歳出決算報告書 検察庁”の“歳出予算額”合計	●	101,850百万円	104,036百万円	96,831百万円	—	
致死・致傷別新規受理件数	致死・致傷別新規受理件数(件)	「検察統計2013年」(法務省)9 最高検、高検及び地検管内別 自動車による過失致死傷被疑事件の受理、既済及び未済の人員のうち、「受理」の「新受」の「計」	●	合計907,040件	合計743,465件	合計648,817件	—	
交通関係の収容人員	交通関係の収容人員	「2013年矯正統計年報I」 14-00-20 新受刑者の罪名別 刑名・刑期 「2013年少年矯正統計」 13-00-10 新収容者の非行名別 年齢	●	交通関係の構成割合1.8%	交通関係の構成割合1.3%	交通関係の構成割合1.9%	「刑務所・懲役」「刑務所・禁錮」は「2013年矯正統計年報」(法務省)20 新受刑者の罪名別刑名・刑期、をもとに算定(※「交通業過等」は自動車運転過失致死傷を指す。) 「少年院」は「2013年少年矯正統計年報」(法務省)10 新収容者の非行名別年齢をもとに算定(※「交通業過等」は自動車運転過失致死傷を指す。)	
矯正関連の歳出額	矯正官署(百万円)	平成25年度決算参照書・平成25年度歳入決算明細書(第187回国会提出資料)(法務省)のうち“法務省所管 歳出決算報告書 矯正官署”	●	160,759	178,022	172,038	今回推計では「矯正官署」からは「矯正収容費」を除いた。	
	矯正収容費(百万円)		●	45,881	52,966	47,943	—	
	刑務所作業費(百万円)		●	4,330	—	—	平成21年度以降は、矯正収容費に区分	

算定項目	H24報告書 表名	項目名	資料	資料	H16データ	H21データ	H25データ	備考
各種公的機関等の損失(続き)	損害保険の諸費用(平成21年度)	損害保険の諸費用(百万円)	「平成26年版インシュアランス損害保険統計号 25年度決算(付・過去2年主要統計)」(株式会社保険研究所)	●	自賠責総合計 272.871百万円、 任意総合計 1,306.467百万円	自賠責総合計 265.433百万円、 任意総合計 1,388.086百万円	自賠責総合計 265.338百万円、 任意総合計 1,448.995百万円	—
	保険運営費	損害保険(百万円)	「平成26年版インシュアランス損害保険統計号 25年度決算(付・過去2年主要統計)」(株式会社保険研究所)の損害調査費	●	248,250百万円	289,784百万円	329,240百万円	—
		共済(百万円)	「自動車保険の概況平成26年度版」(損害保険料率算出機構)	●	27,615百万円	32,566百万円	34,734百万円	「自動車保険の概況平成26年度版」(損害保険料率算出機構)より算出(任意自動車保険の収支差分に対する、自動車共済の収支差分の割合を導出し、この割合を損害保険の保健運営費に乗じて算出する。
		政府保障事業(百万円)	「国土交通省所管特別会計に関する情報開示」(国土交通省)	●	904百万円	608百万円	453百万円	「国土交通省所管特別会計に関する情報開示」(国土交通省)のうち“平成25年度自動車安全特別会計財務書類 保障勘定区分別収支計算書”
	各関係機関の被害者救済費用(平成21年度)	自動車事故対策機構	自動車事故対策機構ご提供データ	●	6,123百万円	5,905百万円	6,687百万円	[160401]自動車事故対策機構に直接問い合わせ、データ入手。
		自治体交通事故相談所	—	△	801百万円	576百万円	576百万円	過年度の値を援用している。
		日本損害保険協会自動車保険請求相談センター	—	△	625百万円	600百万円	600百万円	過年度の値を援用している。
		日弁連交通事故相談センター	日弁連交通事故相談センター「決算報告書」	●	1,097百万円	1,050百万円	1,063百万円	日弁連交通事故相談センターについては「決算報告書」の「正味財産増減計算書」の「(2)経常費用」の合計。
		交通事故紛争処理センター	交通事故紛争処理センター「正味財産増減計算書」	●	911百万円	995百万円	948百万円	交通事故紛争処理センターについては決算資料の事業費の合計。
		交通遺児育成基金	交通遺児育成基金「平成26年度決算」	●	1,021百万円	859百万円	745百万円	交通遺児育成基金については決算資料の育成給付金。
		交通遺児育英会	交通遺児育英会「キャッシュ・フロー計算書」	●	1,708百万円	1,545百万円	1,459百万円	交通遺児育英会については決算資料の事業活動支出の合計。
		高等学校交通遺児授業料減免事業	—	—	131百万円	49百万円	-	高等学校交通遺児授業料減免事業については平成21年度限りの事業であり、今回推計では積上げを行わない。(第128回自賠責保険審議会 資料5 平成23年度自動車安全特別会計の運用益の使途について(金融庁)2.自動車事故対策費補助金 被害者保護増進対策)による。
		自賠責保険・共済紛争処理機構	自賠責保険・共済紛争処理機構「正味財産増減計算書」	●	276百万円	445百万円	468百万円	自賠責保険・共済紛争処理機構「正味財産増減計算書」の事業費。※平成26年度データ
	重度後遺障害者短期入院協力費	第134回自賠責保険審議会 資料2 平成27年度自動車安全特別会計の運用益の使途について(金融庁)	●	27百万円	16百万円	59百万円	重度後遺障害者短期入院協力費については在宅の重度後遺障害者の短期入院を受け入れる病院や短期入所を受け入れる障害者施設に対する受入れ体制の整備及び強化に要する経費の一部の補助の決算額(「第134回自賠責保険審議会 資料2 平成27年度自動車安全特別会計の運用益の使途について」(金融庁)による)。	
	身体障害者数	身体障害者数	「平成23年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」(厚生労働省)	△	交通事故が原因となった割合 4.4%(H13)	交通事故が原因となった割合 3.0%(H18)	交通事故が原因となった割合 3.0%	「身体障害児・者等実態調査」の調査名が統合された。交通事故が原因となった割合を算出できなかったため、過年度の値を援用している。
	交通事故関連の社会福祉費用	身体障害者福祉促進事業委託費	平成25年度決算参照書・平成25年度歳入決算明細書(第187回国会提出資料)(財務省)平成21年度厚生労働省所管歳出決算報告書	-	515百万円	-	-	-
		身体障害者保護費		-	122,928百万円	-	-	-
		障害者の自立支援等に必要経費		●	-	1,096,316百万円	1,301,448百万円	平成18年度は項目なし
	救急医療体制等整備費	厚生労働省陸上交通安全対策関係予算額(百万円)	「平成21年版交通安全白書」(内閣府)、平成25年度決算参照書・平成25年度歳入決算明細書(第187回国会提出資料)(財務省)平成21年度厚生労働省所管歳出決算報告書	△	13,933百万円	20,515百万円	14,733百万円	平成21年度のデータを、医療提供体制推進事業費補助金の平成25年度対平成21年度比を乗じて推定している。
国土交通省救急医療機器整備費(百万円)		「第134回自賠責保険審議会 資料2 平成27年度自動車安全特別会計の運用益の使途について」(金融庁)1.被害者保護増進対策(4)自動車事故医療体制整備事業○救急医療機器整備事業	●	499百万円	195百万円	115百万円	-	

算定項目	H24報告書表名	項目名	資料	資料	H16データ	H21データ	H25データ	備考	
各種公的機関等の損失(続き)	人身事故1件当たり渋滞損失額、事故件数等(平成21年)	人身事故1件当たり渋滞損失額・時間損失(千円)	「第4回道路事業評価手法検討委員会 参考資料2 交通事故減少便益の原単位の算出方法 7p(平成20年11月)」(国土交通省)	—	1,297千円	871千円	871千円	前回調査資料から更新なし。平成20年時点の値であり、賃金上昇率で時点更新を行う。	
		人身事故1件当たり渋滞損失額・走行経費損失(千円)		—	19千円	27千円	27千円	前回調査資料から更新なし。平成20年時点の値であり、物価上昇率で時点更新を行う。	
		事故件数・高速自動車国道(件)	交通事故統計年報 平成25年度版(公益財団法人 交通事故総合分析センター)	●	6,840	6,035	6,235	—	
		事故件数・自動車専用道路(件)		●	7,441	5,538	5,721	—	
		事故件数・一般国道(件)		●	224,007	168,503	148,409	—	
		事故件数・主要地方道(件)		●	152,073	117,572	102,026	—	
		賃金上昇率(%)	「毎月勤労統計調査 平成26年度分結果確報」(厚生労働省)	●	-0.414	-2.1	-4.37	人身事故1件当たり渋滞損失額・時間損失(千円)の時点更新に用いる。平成20年度から平成25年度までの上昇率。	
		物価上昇率(%)	「消費者物価指数年報」(総務省)(平成16年～25年)	●	0.0	-1.4	-2.06	人身事故1件当たり渋滞損失額・走行経費損失(千円)の時点更新に用いる。平成20年から平成25年までの上昇率。	
		事故車両の移動費(レッカー車の出動費)(金銭的損失項目における追加項目に関する整理内)	①ロードサービス業務費(億円)	「平成25年度のロードサービス救援依頼内容」(一般社団法人 日本自動車連盟)、「平成22年度収支決算報告」収支計算書(一般社団法人 日本自動車連盟)	△	—	65.3	63.3	平成22年度時点のロードサービス業務費に、ロードサービス出動件数の平成25年度対平成22年度比を乗じて推定している。
			②ロードサービス出動件数(件)	「平成25年度のロードサービス救援依頼内容」(一般社団法人 日本自動車連盟)	●	—	2,598,244	2,518,404	—
③ロードサービスうち事故処理件数(件)	「平成25年度のロードサービス救援依頼内容」(一般社団法人 日本自動車連盟)		●	—	137,761	127,246	—		
④JAFレッカー車出動費(億円)	「平成26年度収支決算報告」(一般社団法人 日本自動車連盟)		●	—	3,462	3,198	—		
⑤JAF処理率(%)	—		—	—	30	30	前回調査における検討過程と同様に、30%と設定。		
⑥レッカー車の出動費(億円)	「平成26年度収支決算報告」(一般社団法人 日本自動車連盟)		●	—	11.54	10.66	—		

「資料」の凡例：

- ：資料有り、データ確認済み
- ▲：資料有り、データ不一致等
- △：資料有り、データ無し・確認できず
- ：資料有り、内容確認中
- ×：資料無し
- ：当該年度における算出または更新なし

5.2 交通事故による金銭的損失額の算定

上記、算定方法を用いて、我が国の交通事故による金銭的損失額を算出した。結果は下表のとおりである。

金銭的損失額の合計は 4.05 兆円と、過年度の 3.97 兆円に対して 1.9%増加している。項目別に増減をみると、人的損失額は減少しているものの、最も損失額の大きな項目である物的損失額が過年度調査に対して約 0.09 兆円、5.0%増加しており、金銭的損失額の合計が増加することに寄与していることがわかる。

物的損失額の増加した要因をみると、人身事故における損害物数が過年度調査に対して 5.7%、1 件当たりの損失額も過年度調査に対して 3.6%増加したことが影響している。

物的損失額に次いで損失額の大きな項目である人的損失額については、過年度調査に対して 2.5%減少している。これは、死者数および後遺障害者数が過年度調査に対して減少していることに起因する。なお、傷害者については過年度調査に対して増加しているものの、死亡の被害者 1 名あたり人的損失額（原単位）は傷害者の原単位の約 50 倍となっていることから、人的損失額においては死者数が減少したことの影響が大きく寄与したものと考えられる。

表 5.2-1 金銭的損失額

単位：百万円

	平成25年	平成21年	平成16年	増減	増減率 (%)
人的損失額	1,325,219	1,359,061	1,483,960	-33,842	-2.5
物的損失額	1,795,780	1,710,563	1,781,428	85,217	5.0
事業主体の損失	111,141	76,840	99,920	34,301	44.6
各種公的機関等の損失	816,969	827,278	1,050,370	-10,309	-1.2
合計	4,049,109	3,973,741	4,415,678	75,368	1.9
(参考：各種公的機関等の損失を除いた場合)					
合計	3,232,140	3,146,463	3,365,308	85,676	2.7

死亡・後遺障害・傷害別の金銭的損失額は下表のとおり。

表 5.2-2 死亡・後遺障害・傷害別の金銭的損失額

単位：百万円

	死亡	後遺障害	傷害	物損	合計
人的損失額	168,272	470,971	685,977	—	1,325,219
物的損失額	2,342	25,382	480,924	1,287,133	1,795,780
事業主体の損失	6,163	13,445	91,533	—	111,141
各種公的機関等の損失	13,696	83,417	702,267	17,590	816,969
平成25年計	190,473	593,214	1,960,700	1,304,723	4,049,109
平成21年計	222,264	648,512	1,834,420	1,268,545	3,973,741
平成16年計	342,197	607,315	2,132,221	1,333,946	4,415,678
増減率 (%)	-14.3	-8.5	6.9	2.9	1.9
(参考：各種公的機関等の損失を除いた場合)					
平成25年計	176,777	509,797	1,258,434	1,287,133	3,232,140
平成21年計	208,594	567,055	1,122,076	1,248,739	3,146,463
平成16年計	322,002	546,342	1,186,513	1,310,451	3,365,308
増減率 (%)	-15.3	-10.1	12.2	3.1	2.7

被害者1名（損害物1件）当たり金銭的損失額は下表のとおり。

表 5.2-3 被害者1名（損害物1件）当たり金銭的損失額

単位：千円

	死亡	後遺障害	傷害	死傷	物損
人的損失額	28,453	7,347	565	1,032	—
物的損失額	396	396	396	396	260
事業主体の損失	1,042	210	75	87	—
各種公的機関等の損失	2,316	1,301	578	622	4
平成25年（度）計	32,207	9,254	1,614	2,136	263
平成21年（度）計	31,367	9,654	1,617	2,238	250
平成16年（度）計	33,165	9,650	1,769	2,411	244
増減率 (%)	2.7	-4.1	-0.2	-4.5	5.4
(参考：各種公的機関等の損失を除いた場合)					
平成25年（度）計	29,891	7,953	1,036	1,514	260
平成21年（度）計	29,437	8,442	989	1,570	246
平成16年（度）計	31,208	8,682	985	1,608	240
増減率 (%)	1.5	-5.8	4.8	-3.5	5.6

死亡、後遺障害、傷害別の被害者数の推移は下表のとおり。

表 5.2-4 死亡、後遺障害、傷害別の被害者数

単位：人

	死亡	後遺障害	傷害	合計
平成25年	5,914	64,103	1,214,611	1,284,628
平成21年	7,086	67,172	1,134,646	1,208,904
平成16年	10,318	62,931	1,205,024	1,278,273
増減率 (%)	-16.5	-4.6	7.0	6.3

物的損失値の算定結果の推移は下表のとおり。

表 5.2-5 前回調査との比較

		平成25年	平成21年	平成16年	増減率 (%)
損害物数 (件)	人身事故	1,934,694	1,830,592	1,903,344	5.7
	物損のみの事故	4,953,037	5,074,407	5,457,797	-2.4
1名 (1件) 当たり物的損失額 (千円)	人身事故	396	382	368	3.6
	物損のみの事故	260	246	240	5.6
物的損失額 (百万円)	人身事故	508,647	461,823	470,977	10.1
	物損のみの事故	1,287,133	1,248,739	1,310,451	3.1

5.3 各国の金銭的損失額との比較

5.3.1 参照した各国の資料

前回調査をもとに時点修正の有無を確認し、金銭的損失の対象範囲の設定状況を確認した。調査対象国は、前回調査と同一の10カ国とした。確認に用いた資料一覧を下表に示す。

なお、前回調査である内閣府（2012.3）「平成23年度 交通事故の被害・損失の経済的分析に関する調査報告書」の類似調査は把握されなかったことから、分析に際しては我が国の事例として前回調査を用いることとし、前回調査の結果と収集した海外の事例を比較することとした。

表 5.3-1 参照した各国の資料

国名	資料名
EU 諸国	Bickel, P. et al (2006) HEATCO deliverable 5. Proposal for harmonised guidelines. EU-project developing harmonised European approaches for transport costing and project assessment (HEATCO). Institut für Energiewissenschaft und Rationelle Energieanwendung, Stuttgart.
イギリス ¹²	Department for Transport(2014) TAG UNIT A4.1- Social Impact Appraisal
オランダ	SWOV(2014) Road crash costs
アメリカ	U.S. Department of Transportation, (2015) The Economic and Societal Impact of Motor Vehicle Crashes, 2010 (Revised)
ニュージーランド	Ministry of Transport(2014) Social cost of road crashes and injuries 2014 update
オーストラリア	Bureau of Infrastructure, Transport and Regional Economics(2006)Cost of road crashes in Australia 2006 - Report 118
カナダ	Transport Canada(1994)Guide to Benefit-Cost Analysis in Transport Canada
ノルウェー	The Institute of Transport Economics (TØI)(2010) Value of time, safety and environment in passenger transport. Accidents – Valuation of statistical lives and limbs and the social costs of road accidents
フィンランド	Ministry of Transport and Communications(2003) Guidelines for the Assessment of Transport Infrastructure Projects in Finland
スウェーデン	Swedish Transport Administration(2012) Social costs of accidents in Sweden
(参考) 日本	内閣府(2012)平成23年度 交通事故の被害・損失の経済的分析に関する調査報告書

5.3.2 金銭的損失の対象範囲の設定状況

各国で算定の対象とされている金銭的損失に係る項目を表 5.3-2 に示す。なお、表頭に示した項目は、前回調査において、我が国における交通事故による経済損失のうち、金銭的損失とされているものである。

各国とも、大きな柱として「人的損失」、「物的損失」、「各種公的機関等の損失」の3つを算定の対象範囲としている。

「人的損失」は、いずれの国においても、「治療費」、怪我の治療のための休業・

¹² イギリスについては、表中の文献のほか、下記資料も参照した。

“A valuation of road accidents and casualties in Great Britain: Methodology note”, Department for Transport, 2012.

“Revaluation of the accident related costs of road accidents”, Transport Research Laboratory, 1994.

(1)本調査における経済損失の対象範囲

EU 諸国における「医療技術の効率化」、オーストラリアにおける「葬儀費用」、ノルウェーにおける「社会的な交通安全対策費用」およびフィンランドにおける「道路管理主体の運営費用」が、前回調査で算定対象とされていない項目である。

「医療技術の効率化」については、我が国の算定方法において「治療関係」の費用が「人的損失」の内数として把握されていないことから、また起こりうる交通事故すべてを想定して、推計の根拠とする医療技術の分野や将来予測を設定することが困難であることから本調査の算定対象範囲に追加しないこととした。

「葬儀費用」については、交通事故の発生有無にかかわらず必要となる費用であり、交通事故の発生に伴う損失ではないことから、算定対象範囲に追加しないこととした。

「社会的な交通安全対策費用」および「道路管理主体の運営費用」については、交通事故の発生有無にかかわらず必要となる費用であり、交通事故の発生に伴う損失ではないことから、前回調査において算定対象範囲に追加しないこととしていた。本調査でも、前回調査の検討結果を踏まえて、算定対象範囲に追加しないこととした。

(2)算定された損失額の諸外国との比較

算定された損失額に関して、我が国における既存研究及び諸外国の 10 カ国の事例について、対象とする項目及び全体の比較、分析を行うとともに、相違部分について理由の分析を行い、これを踏まえて本調査結果の信頼性を評価する検討を行った。

なお、日本の算定額の値が確定していないため、一部の推定値において暫定値を用いている。

(a)各国における死者 1 人あたりの損失額

分析事例の比較は、交通事故による死者 1 人あたりの損失額と交通事故による損失額の総額について行った。金銭的損失と死亡損失を合算した死者 1 人あたりの損失額については、日本、イギリス、アメリカ、ニュージーランド、オーストラリア、ノルウェー、フィンランド、スウェーデンの 8 カ国について整理した。死者 1 人あたり損失額の総額については、先に加えて EU 諸国、オランダ、カナダについても整理した。整理した結果を金銭換算に当たり、経済協力開発機構（OECD）による算定時点の購買力平価のデータを用いて、日本円に換算した。利用した購買力平価の一覧を表 5.3-に示す。

死者 1 人あたりの損失額については、アメリカが 1,021 百万円程度と最も大きい。このことは、金銭的損失についても多くの項目を算定範囲としていること、死亡損失について算定方法の違いから他国に比べて著しく高い算定額となっていること、逸失利益がオーストラリアに次いで大きいことなどが理由であると考えられる。また、オーストラリアについては、総額は他国に比べて突出していないものの、金銭的損失額が比較的小さく、死亡損失は比較的大きい傾向にある。

表 5.3-3 各国における死者1人あたりの損失額（速報値）

国名	日本	イギリス	アメリカ	ニュージーランド	オーストラリア	ノルウェー	フィンランド	スウェーデン	EU諸国 ¹³	オランダ	カナダ	
金銭的損失 (千円)	逸失利益	28,453	87,774	136,547	—	166,655	52,807	55,621	—	—	—	
	物的損失	396	—	1,252	480	—		1,029	17,706	—	—	—
	救急・治療コスト	23	151	1,364	480	382		—	—	—	—	—
	訴訟費用	105	—	11,888	1,506	2,024		—	—	—	—	—
	保険運営費	284	—	3,162	—	719		—	—	—	—	—
	職場の損失	1,042	—	1,315	—	941		—	—	—	—	—
	警察関連費用	35	—	—	—	169		—	—	—	—	—
	渋滞コスト	176	—	639	—	—		—	—	—	—	—
	その他	1,694	—	—	—	1,669		—	—	—	—	—
金銭的損失の合計 (千円)	32,207	87,925	156,167	2,466	172,559	52,807	56,650	17,706	—	—	—	
死亡損失 (千円)	213,000	167,407	864,833	291,445	40,359	336,838	193,589	191,812	—	—	—	
総額 (百万円)	245	255	1,021	294	213	390	250	210	219	357	228	
年	2013年 ¹⁴	2012年	2010年	2014年	2006年	2009年	1999年	1999年	2002年	2009年	1991年	

注) 四捨五入のため、総額欄の値は必ずしも各欄の集計結果と一致しない。

表 5.3-4 日本円への換算に用いた購買力平価の一覧

国名	通貨単位	算定年次	元通貨/米ドル	円/米ドル
EU諸国	ユーロ	2002	0.853884	143.774204
イギリス	ポンド	2012	0.695817	104.273972
オランダ	ユーロ	2009	0.841649	115.496659
アメリカ	ドル	2010	1	111.633387
ニュージーランド	ニュージーランドドル	2014	1.418612	104.71517
オーストラリア	オーストラリアドル	2006	1.404162	124.659667
カナダ	カナダドル	1991	1.238459	187.848705
ノルウェー	ノルウェークローネ	2009	8.958503	115.496659
フィンランド*	ユーロ	2011	0.9463	106.9
スウェーデン*	クローネ	2011	8.914	106.9

出所) OECD StatExtracts 4. PPPs and exchange rates, PPPGDP: Purchasing power parities for GDP¹⁵

13 2002年時点のEU諸国(27カ国)の平均値。

14 日本の死亡損失の算定根拠となる調査結果が未確定のため、前回調査の値を用いた速報値である。

15 http://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=SNA_TABLE4
(2016年2月29日確認、但し*については2012年3月1日確認)

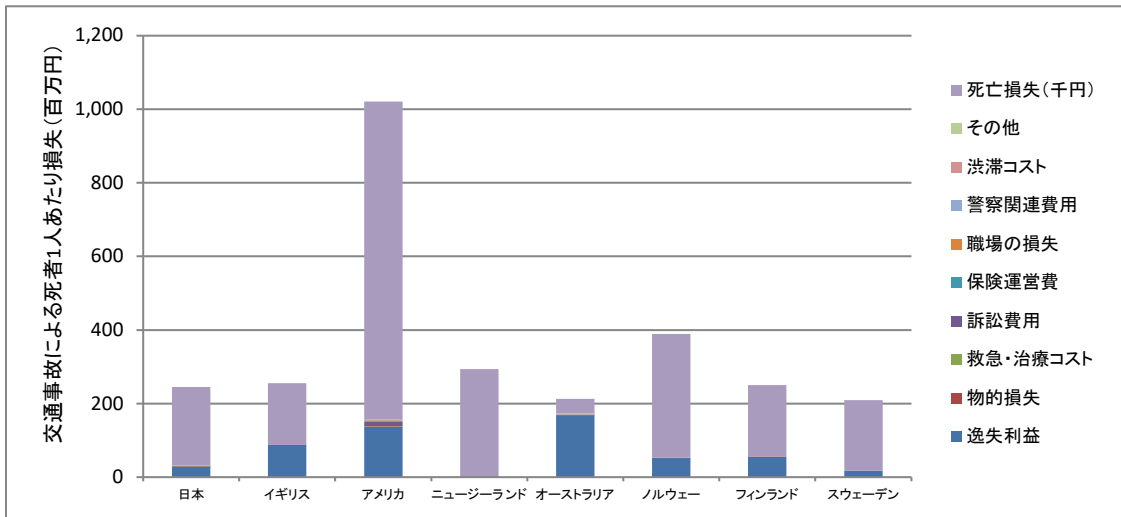


図 5.3-1 各国における死者 1 人あたりの損失額（百万円）（速報値）

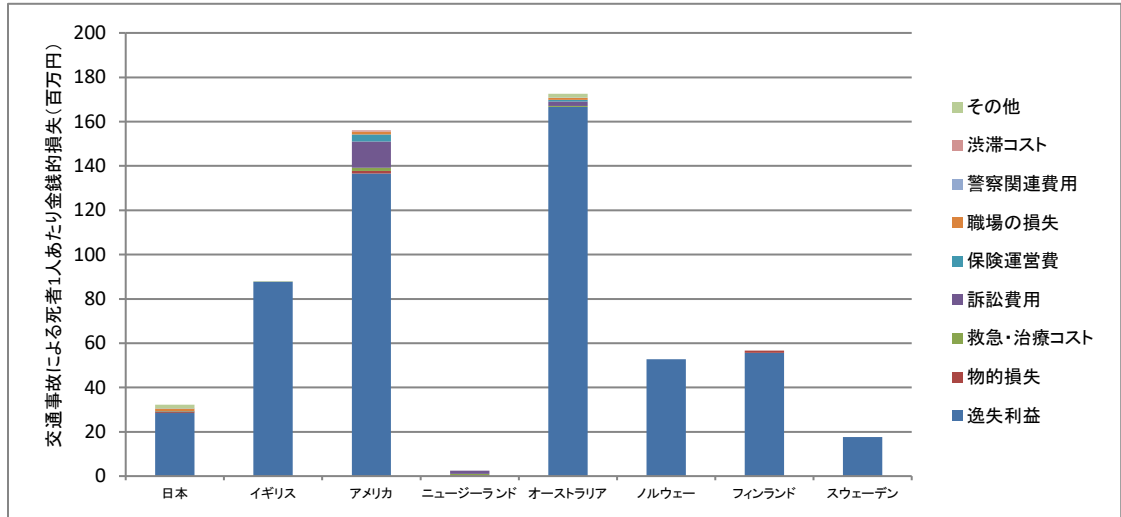


図 5.3-2 各国における死者 1 人あたりの金銭的損失額（百万円）（速報値）